

(文部科学省「教育関係共同利用拠点事業」)

平成 30 年度 教育関係共同利用拠点事業報告書

(拠点名)

瀬戸内海における洋上里海教育のための
共同利用拠点

広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸

平成 31 年 3 月

はじめに

平成 30 年度は、練習船豊潮丸が文部科学省から「教育関係共同利用拠点」への再認定を受けて 2 年目となります。「瀬戸内海の多面的な魅力とその価値への気づきを促し、自然と人との持続的共存のあり方を考えるきっかけを与える」、この教育使命を胸に、教育拠点としての活動をさらに充実・発展させるべく、本年度の活動を計画・実施して参りました。

本年度は日本各地で大きな天災に見舞われた年となりました。平成 30 年 7 月初旬の西日本豪雨災害では、東広島キャンパス周辺でも大規模な土砂崩れ・道路の寸断・崩落が起きました。練習船基地が所在する呉市周辺の災害規模は甚大で、多くの人的・物的被害が生じました。かろうじて練習船基地および豊潮丸に被害はなかったものの、被害に遭われた方々には心よりお見舞い申し上げます。

加えて、西日本豪雨災害直前の 6 月下旬、豊潮丸の発電機関部に重大なインシデントが発生し、大規模修理が必要な状態に陥りました。その後に発生した豪雨災害による鉄道・幹線道路の寸断、それを原因とする交通・物流の停滞、修理工場の罹災などもあり、修理完了までに長期間を要し、その後、11 月初旬に復旧するまで約 4 か月間、運航不能となりました。運航不能期間の各航海については、可能なものについては組替えを行い、目標年間航海日数 175 日のところ、実航海日数は 129 日となりました。

豪雨災害により陸路が機能不全となっている中、海路を利用した人・物の輸送は有効な手段となり得ますが、機関故障中だった豊潮丸は支援活動に繰り出すことができず、豊潮丸関係者一同、お世話になっている地元に日頃の感謝を還元できなかつたことに、不可抗力ながら後悔の念を感じております。そのような矢先、10 月 22 日、本州と山口県周防大島を唯一結ぶ大島大橋に船舶が衝突、橋に設置されていた送水管が損傷し、周防大島は長期間の断水を余儀なくされました。そこで、11 月に運航可能となった豊潮丸は早速、11 月 13 日、周防大島町久賀港にて給水支援および入浴支援活動を行いました。その様子は多数のメディアでも取り上げられ、また、周防大島町長様からもお礼状をいただきました。今後も、豊潮丸による社会貢献活動も一つの柱として推し進めていきたいと存じます。

さて、上記のように大きなアクシデントに見舞われた平成 30 年度でしたが、共同利用航海については、単独航海として高知大学「海洋観測実習」、福山大学「フィールド生態環境実習」に加え、北里大学「海洋実習」の 3 件が実施された一方、機関故障に伴い、香川大学「環境科学実践演習」は残念ながら中止となり、関係の皆様には大変なご迷惑をお掛けしました。「瀬戸内海の恵みと現状を学ぶ洋上里海総合演習」など、他大学の学生等が余席を利用して乗船できる混乗航海を 22 件設定し、5 件が実施されました。共同利用者・受講者に対してのアンケートでは、肯定的な意見が多く得られ、今後もいただいた意見を参考に、より質の高い教育を行うため改善を続けていく所存です。

本事業報告書には、これら共同利用航海を中心に、練習船豊潮丸が平成 30 年度を通じて取り組んだ具体的な活動内容について記しています。それぞれ個性的な目的をもった様々な航海の詳しい情報をご覧いただき、航海の臨場感を味わっていただければありがたく存

じます。

末筆となりますが、学内外の多数の皆様からの本船へのご支援とご理解に対しまして、この場をお借りいたしまして心より感謝申し上げます。引き続き、皆様方のご協力を賜り、安全で有益な航海実習を提供できるよう努めてまいります。

平成 31 年 3 月
練習船豊潮丸運営委員長
平山 真

報告書目次

はじめに

第1章 瀬戸内海の恵みと現状を学ぶ洋上里海総合演習の取組状況

1. シラバス	1
2. 受講者・参加大学	3
3. 受講生の負担金額	4
4. 実習風景	5
5. 成績評価	12
6. 受講生によるアンケート評価	13

第2章 共同利用の実績

他大学等共同利用状況	18
------------	----

第3章 共同利用の実施に係る経費

特別経費（教育関係共同利用実施分）	22
-------------------	----

第4章 共同利用に係る検討会議の状況

広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸共同利用運営協議会	23
-----------------------------	----

（参考資料）

1. 教育関係共同利用拠点に関する法令等	
(1) 教育関係共同利用拠点制度について	25
(2) 学校教育法施行規則（抜粋）	26
(3) 教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程	27
(4) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令及び教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程の施行について	29

2. 共同利用に関する広島大学の規則	
(1) 練習船豊潮丸運営内規	32
(2) 練習船豊潮丸共同利用細則	35
(3) 練習船豊潮丸の共同利用等に関する申合せ	37
3. 豊潮丸の共同利用の概要	
(1) 取組の趣旨・目的	45
(2) 抱点の認定理由	46
(3) 取組計画	49
(4) 実施体制	50
4. 豊潮丸の概要	51

第1章

**瀬戸内海の恵みと現状を
学ぶ洋上里海総合演習の
取組状況**

1. シラバス

1. 開設大学名	広島大学			科目開講 キャンパス	東広島キャンパス					
2. 科目名	正式科目名 副題	瀬戸内海の恵みと現状を学ぶ洋上里海 総合演習			クラス名					
					配当年次	1年次				
	旧科目名				受入学年	1, 2, 3 年				
	学問分野	番号	33	名称	水産学					
	サテライトで開講される科目の科目群			A群	B群					
	3. 担当教員名									
4. 単位数	2 単位		5. 開講学期	前期集中						
6. 開講期間 曜日・時間	平成 30 年 6 月 22 日 (金) ~ 平成 30 年 6 月 25 日 (月)									
個別開講日	1回目 6/22	2回目 6/22	3回目 6/22	4回目 6/22	5回目 6/23	6回目 6/23				
	7回目 6/23	8回目 6/23	9回目 6/23	10回目 6/24	11回目 6/24	12回目 6/24				
	13回目 6/24	14回目 6/24	15回目 6/25	16回目 6/25	試験日	6/24				
7. 基礎知識の有無	1. 「基礎知識を必要とする科目」 () ②. 「基礎知識を必要としない科目」									
8. 募集人数 (総授業定員)	10 人 ()	9. 定員超過時の 選考方法	書類選考							
10. 科目内容・ 授業計画	<p>広島大学生物生産学部附属練習船「豊潮丸」による乗船実習を経験する中で、里海を育んできた瀬戸内海域の文化・漁業・水産の試験研究を視察するとともに、海洋調査を経験することにより、里海瀬戸内海への理解を深めることを目的とする。</p> <p>6/22(金) : バスで広島大学生物生産学部および JR 西条駅から竹原港へ移動、乗船・出港、漁船操業の視察と船内講義、愛媛県今治市大三島宮浦沖錨泊</p> <p>6/23(土) : 大三島漁業協同組合魚市場訪問、宮浦港入港、伯方塩業大三島工場見学、大三島海事博物館見学、観測等</p> <p>6/24(日) : 大三島宮浦港を出港、大崎下島御手洗 (潮待ちの港町) 視察、海洋観測、船内講義 (演習、体験発表会)</p> <p>6/25(月) : 広島県水産海洋技術センター見学、船内清掃、昼食、修了式後下船 (12:30 頃)、バスで西条駅まで送ります (14:00 頃着、呉駅解散も可) * 寄港先の都合等により、予定に変更が生じる場合がある。</p>									
11. 試験・評価方法	受講態度 50 点、発表とレポート 50 点で評価する。									
12. 別途負担費用	<ul style="list-style-type: none"> ● 授業期間中の食事代、シーツ洗濯代として 5,000 円程度を徴収します。 ● 集合解散場所の事前事後の交通費は自己負担となります。 ● 開催 10 日前以降のキャンセルについては乗船期間中の食事代全額を払っていただきます。 ● 実習にかかるその他経費についてはこちらで負担します。 									

13. その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 集合時刻：バスで生物生産学部から JR 西条駅を経由して乗船地の竹原港まで行きますので、開催当日（6月22日）は、以下の1)か2)のいずれかの場所に、それぞれの指定時刻（時間厳守）までに集合してください。 (昼食を済ませておいてください) <ol style="list-style-type: none"> 1) 広島大学生物生産学部（東広島キャンパス）車庫前 12:30まで 2) JR 西条駅一般バス降車場 12:50まで ● 持参物：医療保険証、着替え、運動靴（甲板作業はスリッパ類不可）、雨具（傘）、作業着上下（長袖、長ズボン）、筆記用具、洗面具、タオル類等（長靴とカッパは貸与します。船内での洗濯可）、釣り具（持つていれば） ● 傷害保険：事前に学生教育研究災害傷害保険（財団法人日本国際教育支援協会）相当の傷害保険に加入しておいてください。 ● やむなく欠席する場合は、開催10日前までに広島大学生物生産学部学生支援室まで申し出てください。直前にやむなく欠席・遅刻する場合も、必ず連絡してください。 ● 本授業科目は、広島大学生物生産学部、広島大学他学部、他大学学生のために開講されるものです。 <p>【問合せ・連絡先】(E-mail: ★を@に変換してください)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島大学生物生産学部学生支援室 〒739-8528 東広島市鏡山1-4-4 TEL: 082-424-4323 E-mail: sei-gaku-sien★office.hiroshima-u.ac.jp ・ 広島大学大学院生物圏科学研究科 沖中 泰准教授 〒739-8528 東広島市鏡山1-4-4 TEL: 082-424-7978 E-mail: okinaka★hiroshima-u.ac.jp 		
14. サテライト科目の社会人受講について	科目等履修生（単位付与）として受け入れ	可	否
	聴講生（単位認定不要）として受け入れ	可	否

2. 受講者・参加大学

受講者名簿(男 13名)

No	大学名	所属	学年	性別
1	福山大学	生命工学部生物工学科	2	男
2	福山大学	生命工学部海洋生物科学科	2	男
3	福山大学	生命工学部海洋生物科学科	2	男
4	福山大学	生命工学部海洋生物科学科	2	男
5	福山大学	生命工学部海洋生物科学科	2	男
6	福山大学	生命工学部海洋生物科学科	2	男
7	福山大学	生命工学部海洋生物科学科	2	男
8	福山大学	生命工学部海洋生物科学科	2	男
9	福山大学	生命工学部海洋生物科学科	2	男
10	福山大学	生命工学部海洋生物科学科	2	男
11	福山大学	生命工学部海洋生物科学科	2	男
12	福山大学	生命工学部海洋生物科学科	2	男
13	福山大学	生命工学部海洋生物科学科	2	男

3. 受講生の負担金額

- 受講生 1名当たり、3,490円

(内訳)

事項	単価（円）	数量・単位	3泊4日（円）
食事代（朝）	300	3 食	900
食事代（昼）	450	2 食	900
食事代（夕）	450	2 食	900
シーツ洗濯代	790	1 回	790
計			3,490

※実習見学先を効率よく回り、また地域の食文化を体感させるために、昼食一回、夕食一回を外食とした（大三島・宮浦港停泊）。実習生各自負担（概ね一食1,000～1,500円）

※2016年度までは、見学先を効率よく回るため（特に魚市場見学）および近年しまなみ海道観光の目玉にもなっているサイクリングを体験させるためレンタサイクルを利用していたが、2017年度から魚市場近くに豊潮丸を錨泊し小型ボートで送迎を行なったため、利用しなかった。

※上記（錨泊）に伴い、宮浦港入港が一日減ったため夕食を船内提供

※大三島海事博物館見学費（学生一人：1000円）について、2016年度に引き続き拠点経費から全額支出するため計上していない。

4. 実習風景

魚市場見学・解剖実習



早朝の大三島漁港・浦戸市場へ作業艇を利用して移動。

水揚げや市場施設の見学、漁業関係者への聞き取りを通して地域漁業への理解を深めた。

大三島では刺し網漁・釣り漁が代表的な漁法であり、マダイ、キジハタ、カサゴ等が水揚げされていた。当日は、漁船からの水揚げも見ることが出来た。

当市場には不漁や悪天候に備えたストック施設があり、その重要性も学ぶことが出来た。



浦戸市場で購入した魚を豊潮丸に持ち帰り、解剖実習を行った。

鮮度の良い魚を用いることが出来たため、体の各器官の状態が良かった。TAが丁寧に指導し、内臓各器官の観察、魚種の年齢形質である耳石の取り出しを行った。

潮待ちの港町見学

(大崎下島・御手洗)

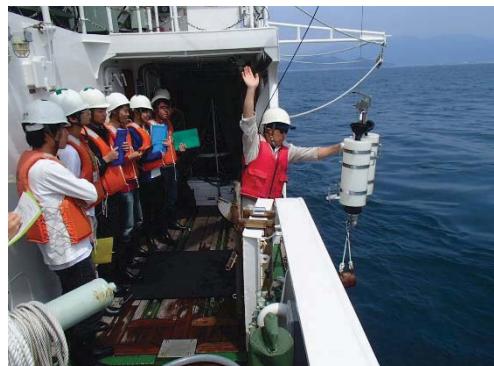


作業艇を利用して御手洗に上陸。

御手洗は、江戸時代“潮待ち”で栄えた様子を今に伝える町である。

実際に町並みを歩いて見学し、様々な歴史に触れることで、瀬戸内海が海運の面でも重要な役割を担っていた事を学んだ。

海洋觀測實習





CTD、透明度板、バンドン採水器、プランクトンネット、SM 採泥器を用いた。

同じ瀬戸内海であっても、潮流や周辺の環境による多様性がある事を学んだ。



SM 採泥器及びプランクトンネットを用いて採取した生物について

ソーティング作業を行った。

また、CTD などで得られたデータとの比較や学生相互の議論を行い理解を深めた。

広島県水産海洋技術 センター見学（倉橋島）



広島県の水産研究施設であるセンター見学を通して、水産業における行政機関の役割
最先端の水産研究について理解を深めた。

その他実習中の風景



遭難訓練



大山祇神社



早朝の宮浦港桟橋での体操と集合写真



釣り実習での釣果 タイ・コチが釣れた



修了証書授与

5. 成績評価

平成30年度教育ネットワーク中国による単位互換制度に基づく「瀬戸内海の恵みと現状を学ぶ洋上里海総合演習」に係る成績評価を以下のとおり行った。

(1) 成績評価方法

- ・受講態度50点、発表・レポート50点で評価する。

(2) 成績評価基準

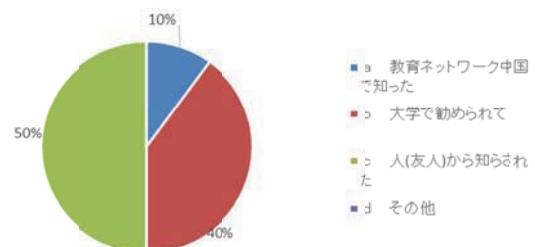
- ・秀(S)、優(A)、良(B)、可(C)及び不可(D)の5段階評価とする。
- ・5段階評価の基準は、100点満点で採点し、90点以上を「秀(S)」、80～89点を「優(A)」、70～79点を「良(B)」、60～69点を「可(C)」とし、60点未満は「不可(D)」とする。

4. 受講生によるアンケート評価（受講人数：11名）

1. どのようにしてこの科目のあることを知ったか

- a) 教育ネットワーク中国で知った … 1名
- b) 大学で勧められた … 4名
- c) 人(友人)から知らされた … 5名
- d) その他 … 0名

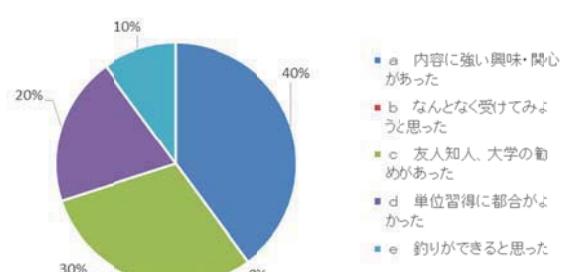
あなたはどのようにしてこの科目のあることを知りましたか？



2. なぜこの科目を受講しようと思ったか

- a) 内容に強い興味・関心があった … 4名
- b) なんとなく受けてみようと思った … 0名
- c) 友人、知人、大学の勧めがあった … 3名
- d) 単位修得に都合がよかった … 2名
- e) 釣りができると思った … 1名

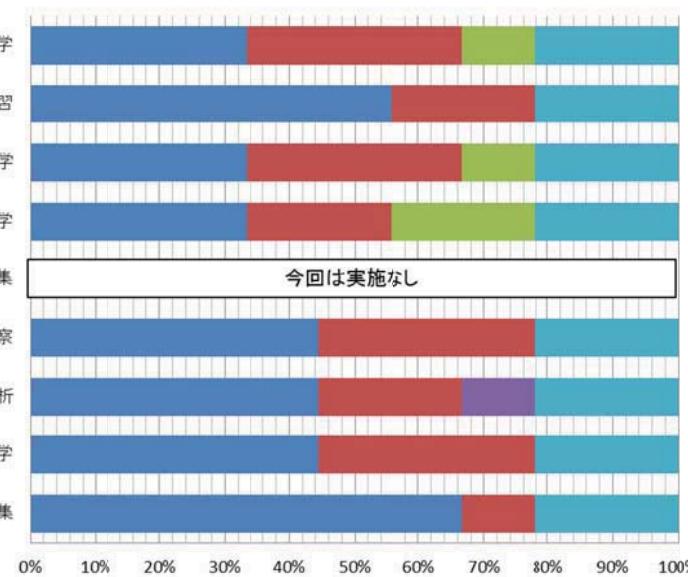
2.なぜこの科目を受講しようと思いましたか？



3. 受講してみて各内容(課題)の印象はどうだったか

3.受講してみて各内容(課題)の印象はどうでしたか？

1)大三島漁業協同組合漁獲物水揚げの見学



2)解剖実習

3)伯方塩業大三島工場の見学

4)大三島海事博物館の見学

5)干潟観察・生物採集

6)大崎下島御手洗の町並み視察

7) ST-1,2海洋観測とその分析

8)広島県水産海洋技術センターの見学

9)夜間の釣り、生物採集

今回は実施なし

- a) よかった、興味深かった
- b) まあまあ、よかった
- c) あまり面白くなかった
- d) まったく面白くなかった
- 未回答

a) よかった、興味深かった

b) まあまあ、よかった

c) あまり面白くなかった

d) まったく面白くなかった

1)大三島漁業協同組合漁獲物水揚げの見学

3名

1名

0名

2)解剖実習

5名

0名

0名

3)伯方塩業大三島工場の見学

3名

1名

0名

4)大三島海事博物館の見学

3名

2名

0名

5)干潟観察・生物採集

4名

0名

0名

6)大崎下島御手洗の町並み視察

4名

0名

1名

7) ST-1,2海洋観測とその分析

4名

0名

0名

8)広島県水産海洋技術センターの見学

4名

0名

0名

9)夜間の釣り、生物採集

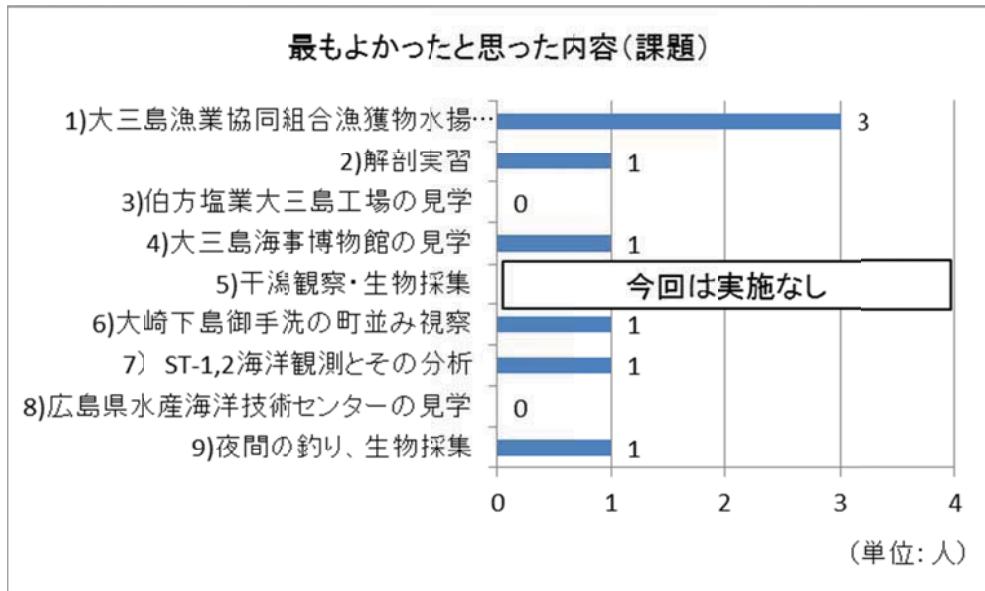
6名

0名

0名

※回答なし 2名

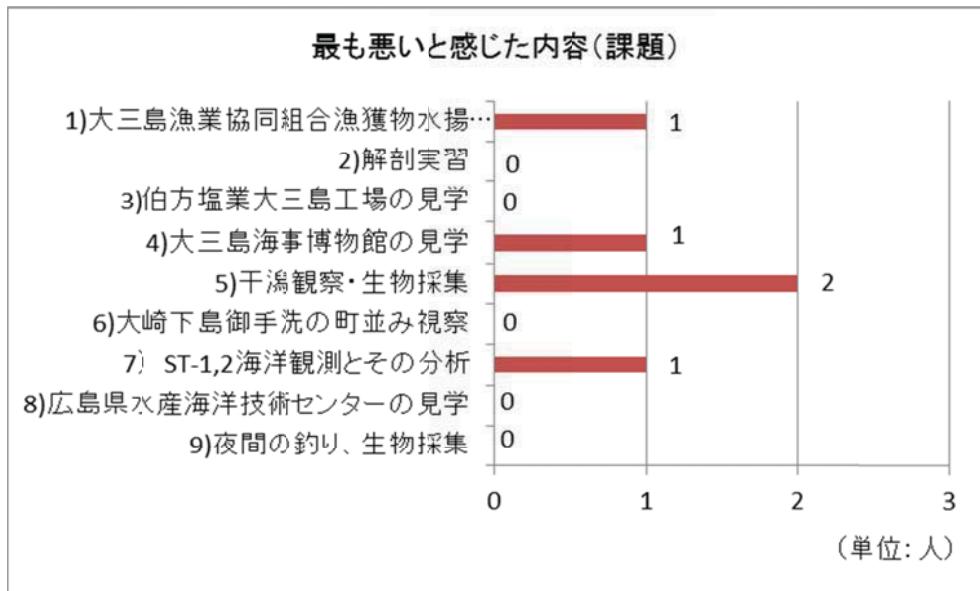
4. 3の内容で最も良かったこと



○よかったと思った理由

- 1) 大三島漁業協同組合漁獲物水揚げの見学
 - ・学ぶ事が多かった。
 - ・魚をおろしている様子を生で見れて勉強になった。
 - ・実際にその場で水揚げされている魚を見れたのでとても良かった。
 - 2) 解剖実習
 - ・魚の解剖が初めてだったため。
 - 4) 大三島海事博物館の見学
 - ・刀がかっこよかった。
 - 5) 干潟観察・生物採集
※今回実施なし
 - 6) 大崎下島御手洗の町並みの視察
 - ・御手洗の人々の優しさがあたたかくてまた行きたいと思ったから。
 - 7) ST-1, 2地点での海洋観測とその分析
 - ・調査船だけあって、観測機器を実際にどのように使用しているのか見れたのはとても良い機会だったと思う。
 - 9) 夜間の釣り・生物採集
 - ・釣りが面白かった。
- その他)
- ・あまり出来ない船内で泊まったり、ボートで移動したり観測したり出来てとてもよかったです。

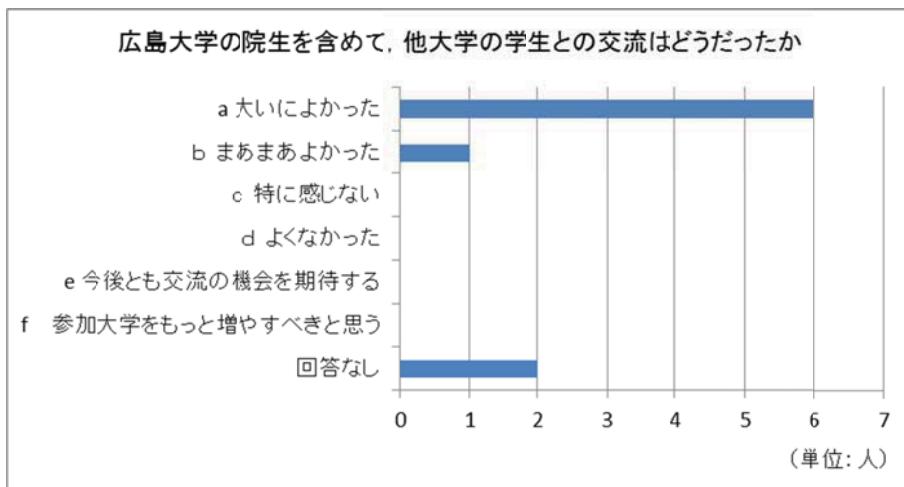
5. 3の内容で最も悪かったこと



○悪いと感じた理由 (※回答なし 4名)

- 1) 大三島漁業協同組合の漁獲物水揚げの見学
 - ・本当に水揚げを見学しただけだったのであまり面白くなかった。
- 4) 海事博物館の見学
 - ・あまり興味関心がわからなかったため。
- 5) 干潟観察・生物採集 (※今回実施せず)
 - ・今回は雨が降ったことも有り干潟観測でマテ貝などが見れなかつたのが残念だった。
 - ・実施しなかつた。
- 7) S T - 1, 2 地点での海洋観測とその分析
 - ・大学でやつた観測と同じだったので。

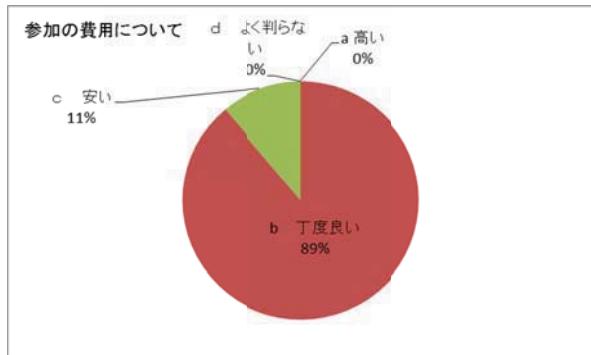
6. 広島大学の院生を含めて、他大学の学生との交流はどうだったか (複数回答)



○その他 (記述)

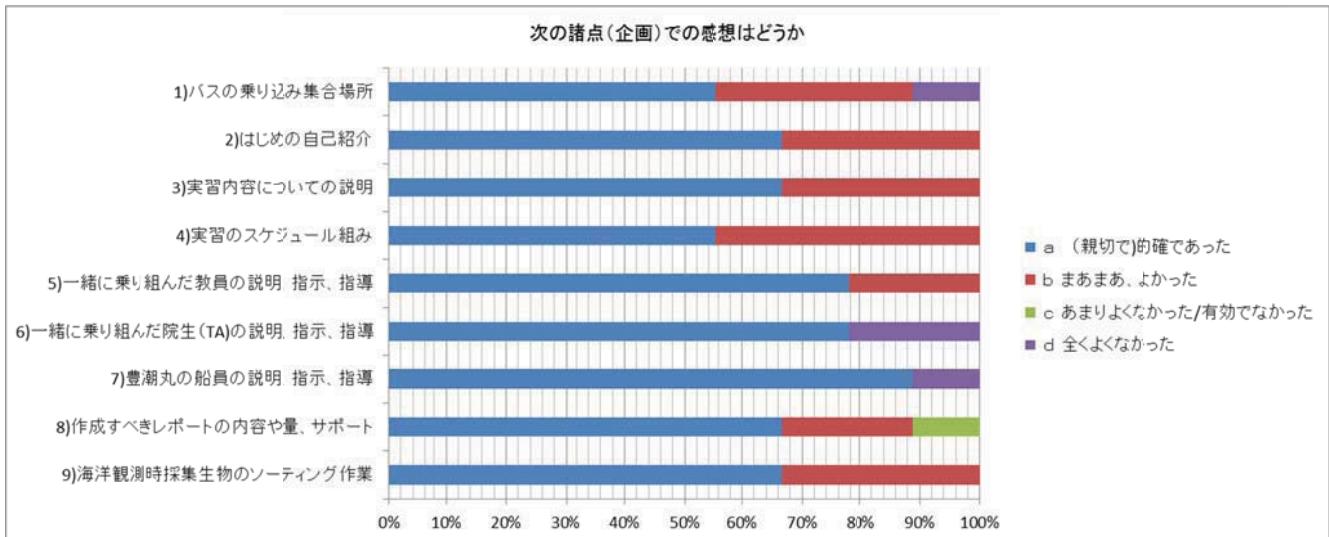
- ・空き時間で色んな人 (船員や広大の先輩方)

7. 参加の費用について



- a) 高い … 0名
 b) 丁度良い … 8名
 c) 安い … 1名
 → 「4万円ぐらいだったらよい」
 d) よく判らない … 0名

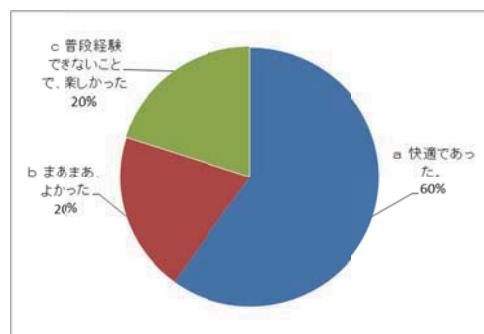
8. 次の諸点（企画）の感想はどうか



	a (親切で)的確であった	b まあまあ、よかったです	c あまりよくなかった/有効でなかった	d 全くよくなかった
1)バスの乗り込み集合場所	5名	3名	0名	1名
2)はじめの自己紹介	6名	3名	0名	0名
3)実習内容についての説明	6名	3名	0名	0名
4)実習のスケジュール組み	5名	4名	0名	0名
5)一緒に乗り組んだ教員の説明、指示、指導	7名	2名	0名	0名
6)一緒に乗り組んだ院生(TA)の説明、指示、指導	7名	0名	0名	2名
7)豊潮丸の船員の説明、指示、指導	8名	0名	0名	1名
8)作成すべきレポートの内容や量、サポート	6名	2名	1名	0名
9)海洋観測時採集生物のソーティング作業	6名	3名	0名	0名

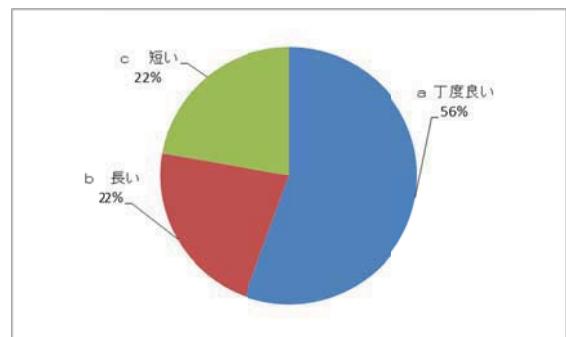
9. 豊潮丸に乗船してどうだったか、船内生活はどうだったか（複数回答可）

- a) 快適であった … 6名
 b) まあまあ、よかったです … 2名
 c) 普段経験できないことで、楽しかった … 2名
 d) ベッドが狭く小さかった … 0名
 e) あまりよくなかった … 0名
 f) 全くよくなかった … 0名



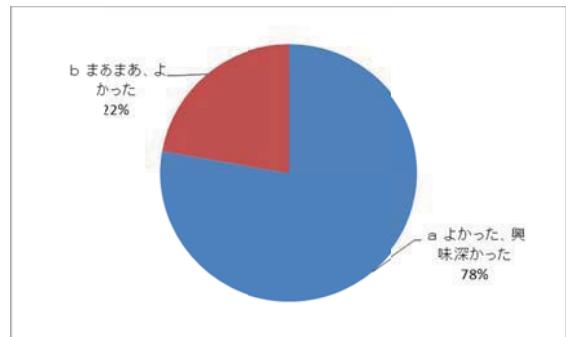
10. 3泊4日の日程はどうだったか

- a) 丁度よい … 5名
b) 長い … 2名
c) 短い … 2名
→2泊3日、3泊3日
d) 2泊3日程度にして、帰ってからレポートでもよい … 0名
e) よくわからない … 0名



11. 全体として、今回のこの科目的感想はどうか

- a) よかった、興味深かった … 7名
b) まあまあ、よかった … 2名
c) あまり面白くなかった … 0名
d) 全く面白くなかった … 0名

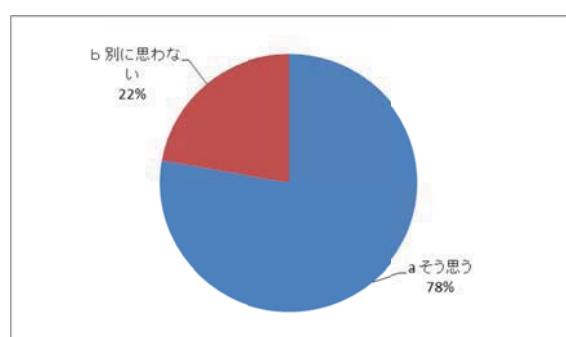


12. 全体を通しての改善点はどうか（記述）

- ・もっと島の時間を増やしてほしかった。
- ・西条駅で行くためにお金が掛かるが、場所が近ければ参加費用などに使えると思う。

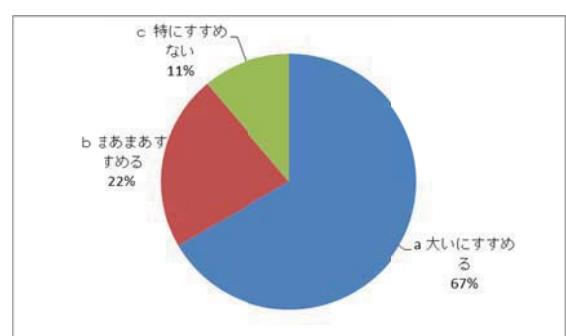
13. 今回のような科目を来年度以降も開講した方がよいと思うか

- a) そう思う … 7名
b) 別に思わない … 2名
c) どちらでもよい … 0名
d) 内容を大幅に変えた方がよい … 0名



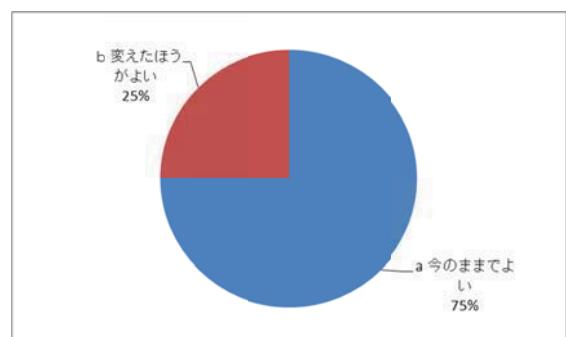
14. 後輩には、今回の科目の受講を勧めるか

- a) 大いに勧める … 6名
b) まあまあ、勧める … 2名
c) 特に勧めない … 1名
d) 勧めない … 0名



15. また乗船するすれば、どのような実習内容を望むか

- a) 今までよい … 6名
b) 変えた方がよい … 2名
→漁体験がしてみたいです。（2名）
→海中を観察できるカメラで映像を見る
ことが出来たら良いなって思った。（1名）



第2章

共同利用の実績

他大学等共同利用状況

授業科目名等	実施期間	概要
調査実習-① (公開-A1)	4月23日～4月27日	響灘における水産有用甲殻類の調査 ・北里大学大学院海洋生命科学研究科:修士1名 ・東京海洋大学大学院海洋環境科学部門:修士1名
海洋生物学特別実習-2 (公開-A3)	5月14日～5月24日	黒潮流域のプランクトン・ベントス・ネクトンの分布調査 ・琉球大学理学部:助教1名 ・北里大学海洋生命科学部:准教授1名, 助教1名, 学士1名 ・東京大学大学院農学生命科学研究科:修士2名, 博士研究員1名
海洋観測実習 (教育-03)	6月3日～6月8日	一般海洋観測 ・高知大学農林海洋科学部:教授1名, 准教授1名, 学士24名
フィールド生態環境実習 (教育-04)	6月13日～6月16日	一般海洋観測 ・福山大学生命工学部:教授1名, 准教授1名, 学士24名
洋上里海総合演習 (教育-05)	6月22日～6月25日	海洋観測, 地域文化・産業・試験研究施設視察 ・福山大学生命工学部:学士13名
Plankton Biology(AIMS) (教育-07)	11月29日～11月30日	国際共同授業 AIMS・PEACE交換留学生の海洋調査体験(瀬戸内海) ・カセサート大学(タイ):留学生7名 ・ミエック大学(ミャンマー):留学生1名 ・ヤンゴン大学(ミャンマー):留学生1名 ・王立プノンペン大学(カンボジア):留学生2名
海洋実習 (教育-09)	12月18日～12月21日	一般海洋観測 ・北里大学海洋生命科学部:准教授1名, 助教1名, 学士18名
調査実習-④ (公開-A7)	2月28日～3月3日	瀬戸内海における光化学過程の解明 ・神戸大学:助教1名, 学士1名

区分	平成30年度		
	所属機関数	利用人数	延べ人数
学内	5	282	996
国立大学	9	44	131
公立大学	0	0	0
私立大学	2	65	183
大学共同利用機関法人	1	1	11
民間・独立行政法人等	8	31	90
外国の研究機関	0	0	0
(うち大学院生)		70	294
計	25	423	1,411

平成30年度(2019年度) 練習船共同利用拠点化における乗船実績

整理 記号	航海期間	大学(含:准ずるもの)										大学外(その他)										備考					
		茨城大学内 教 院 研 究 室 計					茨城大学外 教 院 学 研 職 計					延べ人數 教 院 学 研 職 計					研究機関・企業等 教 院 学 研 職 計										
1801	4月23日～4月27日 (5 日)	生物園科学研究科 ナノバイオ・英才融科学研究所	1 0	3 0	1 0	0 0	5 5	15 5	5 0	0 0	0 1	0 0	0 1	0 0	0 0	0 0	5 5	さなぎ水族館 0 0	0 0	1 1	0 0	0 0	5 5				
1802	5月8日～5月10日 (3 日)	生物園科学研究科	2 2	3 5	0 0	0 1	10 9	4 16	6 55	15 11	11 11	0 0	25 93	2 1	0 0	0 0	0 0	18 11	國立科学博物館 國立極地研究所 沖縄美ら海水族館	0 0 0	0 0 0	3 1	0 0 1	0 0 0	21 11 5		
1803	5月14日～5月24日 (11 日)	生物園科学研究科	2 2	5 5	1 1	0 0	9 9	16 55	55 11	11 11	0 0	0 0	3 12	0 0	6 0	0 0	0 0	18 11	國立科学博物館 國立極地研究所 沖縄美ら海水族館	0 0 0	0 0 0	3 1	0 0 0	0 0 0	21 11 5		
1804	5月26日～5月26日 (1 日)	生物園科学研究科	2 2	1 1	8 8	0 0	11 11	2 2	1 1	8 8	0 0	11 11	9 93	0 0	0 0	0 0	0 0	5 62	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他		
1805	5月29日～5月31日 (3 日)	生物園科学研究科	1 1	7 7	1 0	0 0	9 9	3 21	21 3	3 0	0 0	27 27	10 10	0 0	0 0	0 0	0 0	1 1	CO:便乗	CO:便乗	CO:便乗	CO:便乗	CO:便乗	CO:便乗	CO:便乗		
1806	6月2日～6月2日 (1 日)	生物園科学研究科	2 2	1 1	8 8	0 0	11 11	2 2	1 1	8 8	0 0	11 11	11 11	0 0	0 0	0 0	0 0	1 1	教員・教諭 学生・研究生	教員・教諭 学生・研究生	教員・教諭 学生・研究生	教員・教諭 学生・研究生	教員・教諭 学生・研究生	教員・教諭 学生・研究生	教員・教諭 学生・研究生		
1807	6月3日～6月8日 (6 日)												高知大学 2班×2日	2 0	24 0	0 0	26 4	4 0	48 48	0 0	52 52	その他	その他	その他	その他	その他	
1808	6月13日～6月16日 (4 日)												高知大学 2班×2日	2 0	24 0	0 0	26 4	4 0	24 24	0 0	28 28	その他	その他	その他	その他	その他	
1809	6月22日～6月25日 (4 日)	生物園科学研究科	0 0	2 2	0 0	0 0	2 2	0 0	8 8	0 0	0 0	0 0	8 8	福山大学 2班×1日	4 0	24 0	0 0	28 4	4 0	24 24	0 0	28 28	その他	その他	その他	その他	その他
	停泊	6月30日～6月30日 (1 日)												福山大学 2班×1日	0 0	13 0	0 0	13 0	0 0	52 52	0 0	52 52	その他	その他	その他	その他	その他
1810	10月18日～11月5日 (19 日)																										
1811	11月13日～11月14日 (2 日)																										
1812	11月14日～11月14日 (1 日)	生物園科学研究科	1 1	5 31	0 0	0 0	31 37	1 1	5 5	31 31	0 0	0 0	2 37	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他		
1813	11月15日～11月22日 (8 日)	生物園科学研究科	1 1	6 6	4 4	0 0	11 11	8 8	48 48	32 32	0 0	0 0	88 88	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他		
1814	11月29日～11月30日 (2 日)	生物園科学研究科	1 1	2 2	2 0	0 0	5 5	2 2	4 4	7 7	0 0	0 0	13 13	AMIS留学生 PEACE留学生	0 0	0 5	6 0	0 0	12 5	0 0	0 10	12 10	0 0	12 10	0 0	12 10	
1815	12月3日～12月7日 (5 日)	生物園科学研究科 環境安全センター	1 1	3 0	8 0	0 0	12 1	5 5	15 15	40 40	0 0	0 0	60 60	山口県水産研究センター	11 10	22 22	0 0	0 1	1 0	0 0	1 1	0 0	3 3	0 0	3 3	0 0	
			1 1	0 0	0 0	0 0	0 0	1 1	5 5	0 0	0 0	0 0	5 5	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他		

第3章

共同利用の実施に係る 経費

特別経費(教育関係共同利用実施分)

(千円)

費 目	金 額
特任助教人件費	900
事務系職員人件費	600
運営協議会開催費	150
実習観測器具費	1,750
CTDケーブル等環境観測機器部品交換	960
教育用消耗品費	743
計	5,103

第4章

共同利用に係る 検討会議の状況

広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸共同利用運営協議会

平成31年1月7日に共同利用運営協議会を開催した。

審議した協議事項は以下のとおりである。

日 時： 平成31年1月7日（月）14：00～16：10

場 所： 広島大学生物生産学部 第三会議室（C305）

出席者： 足立（高知大学農林海洋科学部・教授），満谷（福山大学生命工学部・教授），一見（香川大学瀬戸内圏研究センター・教授），広瀬（北里大学海洋生命科学部・助教）
平山（豊潮丸運営委員会委員長・講師），中口（船長・准教授），小池（教授），若林（助教）
陪席者： 坂井（豊潮丸運営委員会委員・教授），岡村（支援室・室長），山口（首席一等航海士・助教），清水（支援室・主査），本多（支援室・契約一般職員）

1. 共同利用航海について

(1) 平成30年度の取組報告

- ① 「瀬戸内海の恵みと現状を学ぶ洋上里海総合演習」
- ② 高知大学「海洋観測実習」
- ③ 福山大学「フィールド生態環境実習」
- ④ 北里大学「海洋実習」

(2) 平成31年度の取組予定

「瀬戸内海の恵みと現状を学ぶ洋上里海総合演習」

2. 豊潮丸運航計画等（共同利用実績等を含む）について

(1) 平成30年度実績（予定含む）

(2) 平成31年度計画

3. 教育関係共同利用拠点経費について

(1) 平成30年度の執行状況（予定含む）

(2) 平成31年度の執行計画

練習船豊潮丸共同利用運営協議会委員名簿

所 属	役 職	氏 名	任期満了の日	備考
生物圏科学研究科・ 生物生産学部	運営委員会委 員長・講師	平山 真	職指定	第1号委員
生物生産学部附属練習船 豊潮丸	船長・准教授	中口 和光	職指定	第2号委員
生物圏科学研究科・ 生物生産学部	教授	小池 一彦	～2020.3.31	第3号委員
生物圏科学研究科・ 生物生産学部	助教	若林 香織	～2020.3.31	第3号委員
高知大学 農林海洋科学部	教授	足立 真佐雄	～2020.3.31	第4号委員
福山大学 生命工学部	教授	満谷 淳	～2020.3.31	第4号委員
香川大学 瀬戸内圏研究センター	教授	一見 和彦	～2020.3.31	第4号委員
北里大学 海洋生命科学部	助教	広瀬 雅人	～2020.3.31	第4号委員

参 考 资 料

1. 教育関係共同利用拠点に関する法令等

(1) 教育関係共同利用拠点制度について

教育関係共同利用拠点制度について

《制度の趣旨》

多様化する社会と学生のニーズに応えるべく、各大学において、それぞれの教育理念に基づいて機能別分化を図り、個性化・特色化を進めながら教育研究活動を展開していくことが重要。

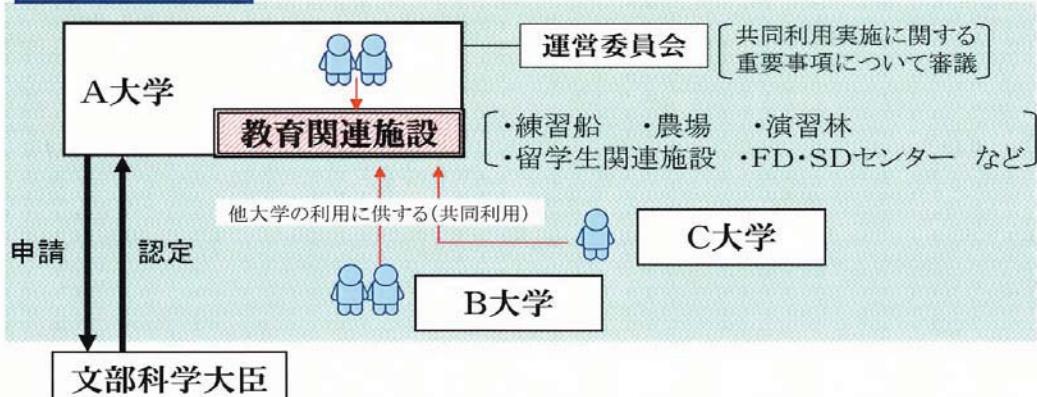
質の高い教育を提供していくためには、個々の大学の取組だけでは限界があるため、他大学との連携を強化し、各大学の有する人的・物的資源の共同利用等の有効活用を推進することにより、大学教育全体として多様かつ高度な教育を展開していくことが必要不可欠。



大学の教育関連施設の共同利用の促進を図るための制度を創設し(「教育関係共同利用拠点」。21年9月より施行*)、大学間連携を図る取組を一層推進。

*「学校教育法施行規則(第143条の2)」、「教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程」(学術研究分野については、平成20年に「共同利用・共同研究拠点」を既に制度化)

《制度の概要》



【認定基準】

- 大学教育の充実に特に資すると認められるものであること
- 共同利用実施に関する重要事項について審議する委員会を置くこと
- 利用する大学を広く募集するものであること
- 共同利用に必要な設備・資料等を備えていること

など

《中教審での審議状況》

- ・21年7月～8月 全国共同利用検討WGにて、改正内容に関して審議。
- ・22年8月22日 大学規模・大学経営部会に、制度の改正について報告。

(2) 学校教育法施行規則(抜粋)

(略)

第9章 大学

第1節 設備、編制、学部及び学科

第142条 大学（大学院を含み、短期大学を除く。以下この項において同じ。）の設備、編制、学部及び学科に関する事項、教員の資格に関する事項、通信教育に関する事項その他大学の設置に関する事項は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）、大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）及び専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）の定めるところによる。

2 短期大学の設備、編制、学科、教員の資格、通信教育に関する事項その他短期大学の設置に関する事項は、短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和57年文部省令第3号）の定めるところによる。

第143条 教授会は、その定めるところにより、教授会に属する職員のうちの一部の者をもつて構成される代議員会、専門委員会等（次項において「代議員会等」という。）を置くことができる。

2 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもつて、教授会の議決とすることができます。

第143条の2 大学における教育に係る施設は、教育上支障がないと認められるときは、他の大学の利用に供することができる。

2 前項の施設を他の大学の利用に供する場合において、当該施設が大学教育の充実に特に資するときは、教育関係共同利用拠点として文部科学大臣の認定を受けることができる。

第143条の3 大学には、学校教育法第96条の規定により大学に附置される研究施設として、大学の教員その他の者で当該研究施設の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者に利用させるものを置くことができる。

2 前項の研究施設のうち学術研究の発展に特に資するものは、共同利用・共同研究拠点として文部科学大臣の認定を受けることができる。

(略)

(3) 教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程 (平成21年8月20日文部科学省告示第155号)

(趣旨)

第1条 学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第143条の2第2項の規定に基づく教育関係共同利用拠点の認定その他の教育関係共同利用拠点に関する事項については、この規程の定めるところによる。

(認定の基準)

第2条 規則第143条の2第2項に規定する教育関係共同利用拠点（以下「拠点」という。）の認定の基準は次のとおりとする。

- (1) 学生に対する教育、学生の修学等の支援、教育内容及び方法の改善その他大学における教育に係る機能を有する施設であって、大学教育の充実に特に資すると認められるものであること。
- (2) 拠点の認定を受けようとする施設（以下「申請施設」という。）が、他の大学の利用に供するものとして大学の学則その他これに準ずるものに記載されていること。
- (3) 申請施設の運営について権限を有する者の諮問に応じ、共同利用の実施に関する重要事項について審議する機関として、次に掲げる委員で組織する委員会（この条及び次条において「運営委員会」という。）を置き、イの委員の数が運営委員会の委員の総数の2分の1以下であること。
 - イ 当該申請施設の職員
 - ロ 当該共同利用に係る事項に関し学識経験を有する者
 - ハ その他申請施設の運営について権限を有する者が必要と認める者

- (4) 申請施設を利用する大学を広く募集すること。
- (5) 申請施設の種類等に応じ、共同利用に必要な設備及び資料等を備えていること。
- (6) 申請施設を利用する大学に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うための必要な体制を備えていること。
- (7) 申請施設の利用の方法及び条件、利用可能な設備及び資料等の状況、申請施設における教育の成果その他の共同利用に関する情報の提供を広く行うものであること。
- (8) 申請施設の種類等に応じ相当数の大学の利用が見込まれること。

(認定の申請)

第3条 申請施設を置く大学の学長は、申請書に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

- (1) 拠点の認定を受ける趣旨及び必要性を説明する書類
- (2) 学則その他これに準ずるもので申請施設の位置付けを記載しているもの
- (3) 申請施設の名称、目的、所在地その他の概要を説明する書類
- (4) 運営委員会の規則及び名簿
- (5) 申請施設を利用する大学の募集及び決定の方法を説明する書類
- (6) 申請施設の設備及び資料等の状況を説明する書類
- (7) 申請施設を利用する大学に対する支援の体制を説明する書類
- (8) 申請施設に関する情報提供の内容及び方法を説明する書類
- (9) その他第2条に規定する基準に適合することを説明する書類

(認定の手続)

第4条 文部科学大臣は、前条の申請があった場合には、当該申請に係る認定をするかどうかを決定し、当該申請をした大学の学長に対し、速やかにその結果を通知するものとする。

2 文部科学大臣は、前項の認定を行う場合において、その有効期間を定めるものとする。

(変更及び廃止等の届出)

第5条 拠点の認定を受けた施設を置く大学の学長（以下「学長」という。）は、次に掲げる場合には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。

- (1) 当該施設の名称、目的又は所在地を変更しようとするとき。
- (2) 当該施設を廃止しようとするとき。
- (3) 当該施設を共同利用に供することをやめようとするとき。

(文部科学大臣への報告等)

第6条 学長は、毎年度、当該年度における共同利用の実施計画を定め、当該年度の開始前に、文部科学大臣に提出するものとする。

2 学長は、毎年度終了後3月以内に、当該年度における共同利用の実施状況を取りまとめ、文部科学大臣に提出するものとする。

(認定の取消し)

第7条 文部科学大臣は、拠点が第2条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき又は第5条第2号若しくは第3号の届出を受けたときは、認定を取り消すことができる。

(認定等の公表)

第8条 文部科学大臣は、拠点の認定をし、又はこれを取り消したときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公表するものとする。

(4) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令及び教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程の施行について(通知)

21年文科高第38号
平成21年8月27日

各国公私立大学長
大学を設置する各地方公共団体の長
各公立大学法人の理事長 殿
大学を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放送大学学園理事長

文部科学省高等教育局長
徳永保

学校教育法施行規則の一部を改正する省令 及び教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程の施行について（通知）

このたび、別添1とおり、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成21年文部科学省令第30号）が、また、別添2のとおり、教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程（平成21年文部科学省告示第155号）が、それぞれ平成21年8月20日に公布され、平成21年9月1日から施行されることとなりました。

今回創設される教育関係共同利用拠点制度は、多様化する社会と学生のニーズに応えつつ質の高い教育を提供していくために、各大学の有する人的・物質資源の共同利用等を推進することで大学教育全体として多様かつ高度な教育を展開していく大学の取組を支援するものです。

既に教育課程の共同実施制度や学術研究分野における共同利用・共同研究拠点制度が施行されているところですが、各大学におかれては、下記に示す今回の新たな制度の詳細について十分ご了知いただき、同制度をご活用いただくようお願い致します。

なお、文部科学大臣への申請様式や対象施設、施設の種類等に応じた認定基準等、申請手続きにあたり必要な事項や今後の申請スケジュール等については、別途お知らせします。

記

- 第1 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成21年文部科学省令第30号）の概要
 - (1) 大学における教育に係る施設は、教育上支障がないと認められるときは、他の大学の利用に供することができる。（第143条の2第1項関係）
 - (2) (1)の施設を他の大学の利用に供する場合において、当該施設が大学教育の充実に特に資するときは、教育関係共同利用拠点（以下「拠点」という。）として文部科学大臣の認定を受けることができる。（第143条の2第2項関係）

第2 教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程（平成21年文部科学省告示第155号）の概要

（1）趣旨（第1条関係）

拠点の認定その他の教育関係共同利用拠点に関する事項については、この規程の定めるところによること。

（2）認定基準（第2条関係）

拠点の認定の基準は次の①～⑧の要件に適合するものであること。

- ① 学生に対する教育、学生の修学等の支援、教育内容及び方法の改善その他大学における教育に係る機能を有する施設であって、大学教育の充実に特に資すると認められるものであること。（第1号）
- ② 拠点の認定を受けようとする施設（以下「申請施設」という。）が、他の大学の利用に供するものとして大学の学則その他これに準ずる学内規程等に記載されていること。新設の施設の場合にあっては、当該施設が設置された際に学内でどのような位置づけを有するのか明らかにすること。（第2号）
- ③ 開かれた運営体制を確保し、幅広い意見を拠点の運営等に反映させられるため、申請施設の運営について権限を有する者の諮問に応じ、共同利用の実施に関する重要事項について審議する機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会を置いていること。また、その際、イの委員の数が運営委員会の委員の総数の2分の1以下であること。なお、「申請施設の運営について権限を有する者」に具体的に該当する者については、各大学において実態に即して判断することとする。また、ロの委員については、学外者であることが望ましいこととする。（第3号）

イ 当該申請施設の職員

ロ 当該共同利用に係る事項に関し学識経験を有する者

ハ その他申請施設の運営について権限を有する者が必要と認める者

- ④ 申請施設を利用する大学を広く募集するものであること。なお、近隣の大学のみによる共同利用も許容されることとする。また、当該施設を利用する機関は大学のみに限定されるものではなく、各大学の判断で、大学以外に高等専門学校や専門学校等にも拠点の利用を認めることができるものであることとする。（第4号）
- ⑤ 申請施設の種類等に応じ、共同利用に必要な設備、要件及び資料、データベース等を備えていること。（第5号）
- ⑥ 申請施設を利用する大学に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うための必要な体制を備えていること。（第6号）
- ⑦ より多くの大学の利用を図り、成果を広く発信するという観点から、申請施設の利用の方法及び条件、利用可能な設備及び資料等の状況、申請施設における教育の成果その他の共同利用に関する情報の提供を広く行うものであること。（第7号）
- ⑧ 申請施設の種類等に応じ相当数の大学の利用が見込まれること。なお、望ましい具体的な利用大学数については、申請施設の種類等に応じて判断することとする。（第8号）

（3）認定の申請（第3条関係）

申請施設を置く大学の学長は、申請書に次の①～⑨の書類を添えて、文部科学大臣に申請すること。

- ① 拠点の認定を受ける趣旨及び必要性を説明する書類（第1号）

- ② 学則その他これに準ずるもので申請施設の位置付けを記載しているもの（第2号）
- ③ 申請施設の名称、目的、所在地その他の概要を説明する書類（第3号）
- ④ 運営委員会の規則及び名簿（第4号）
- ⑤ 申請施設を利用する大学の募集及び決定の方法を説明する書類（第5号）
- ⑥ 申請施設の設備及び資料等の状況を説明する書類（第6号）
- ⑦ 申請施設を利用する大学に対する支援の体制を説明する書類（第7号）
- ⑧ 申請施設に関する情報提供の内容及び方法を説明する書類（第8号）
- ⑨ その他第2条に規定する基準に適合することを説明する書類（第9号）

(4) 認定の手続（第4条関係）

文部科学大臣は、申請があった場合には、当該申請に係る認定をするかどうかを決定し、当議申請をした大学の学長に対し、速やかにその結果を通知するものとすること。また、当該認定を行う場合において、その有効期間を定めるものとすること。なお、有効期間について、各施設ごとに認定の際に判断することとする。

(5) 変更及び廃止等の届出（第5条関係）

拠点の認定を受けた施設を置く大学の学長（以下「学長」という。）は、次に掲げる場合には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出るものとすること。

- ① 当該施設の名称、目的又は所在地を変更しようとするとき。
- ② 当該施設を廃止しようとするとき。
- ③ 当該施設を共同利用に供することをやめようとするとき。

(6) 文部科学大臣への報告等（第6条関係）

学長は、毎年度、当該年度における共同利用の実施計画を定め、当該年度の開始前に、文部科学大臣に提出するものとすること。また、学長は、毎年度終了後3ヶ月以内に、当該年度における共同利用の実施状況を取りまとめ、文部科学大臣に提出するものとすること。

(7) 認定の取消し（第7条関係）

文部科学大臣は、拠点が（2）に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき又は（5）

②若しくは③の届出を大学から受けたときは、認定を取り消すことができる。

(8) 認定等の公表（第8条関係）

文部科学大臣は、拠点の認定をし、又はこれを取り消したときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公表するものとすること。

(9) 施行期日（附則関係）

教育関係共同利用拠点制度は、平成21年9月1日から実施すること。

2 共同利用に関する広島大学の規則

(1) 練習船豊潮丸運営内規

○広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸運営内規

平成16年4月26日

学部長決裁

改正 平成18.3.7, 平成21.4.20, 平成22.9.27, 平成23.8.24, 平成24.5.21, 平成24.6.21, 平成27.9.28, 平成29.1.23
平成30.2.15

広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸運営内規

(趣旨)

第1条 この内規は、広島大学学則(平成16年4月1日規則第1号)第13条第2項の規定に基づき、広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸(以下「豊潮丸」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 豊潮丸は、水産学、海洋学並びに広く生物生産学に関する教育研究を行い、これらの分野において貢献できる人材を育成するとともに、社会の発展に寄与することを目的とする。

(共同利用)

第3条 豊潮丸は、学校教育法施行規則(昭和22年5月23日文部省令第10号)第143条の2に基づき、他の大学等の利用に供することができる。

2 前項の利用に関し必要な事項は、別に定める。

(船員)

第4条 豊潮丸に、広島大学船員就業規則(平成16年4月1日規則第79号)第2条に規定する船員を置く。

2 船員のうち船長及び首席一等航海士は、教員をもって充てる。

3 船長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

4 船員の服務等に関し必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

第5条 豊潮丸に、広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

第6条 運営委員会は、次に掲げる構成員で組織する。

(1) 豊潮丸船長

(2) 副学部長(総務担当)

(3) 広島大学生物生産学部長(以下「学部長」という。)が指名する者若干人

2 前項第1号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 第1項第1号の委員が辞任を申し出たとき、又は欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第1項第1号及び第4号の委員の任期は、学部長の任期を超えないものとする。第7条 運

営委員会は、豊潮丸に関し次に掲げる事項を審議する。

- (1) 管理運営の基本方針に関すること。
- (2) 船員（船長及び首席一等航海士は除く。）の人事に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 運行計画に関すること。
- (5) 基地施設及び桟橋に関すること。
- (6) 船内の利用環境に関すること。
- (7) その他豊潮丸の運営に関すること。

第8条 運営委員会に委員長を置き、委員のうちから学部長が指名する。

- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を行う。

第9条 運営委員会は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務)

第10条 豊潮丸の事務は、生物圏科学研究所支援室において処理する。

(雑則)

第11条 この内規に定めるものほか、豊潮丸に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成16年4月26日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成18年3月7日 一部改正）

この内規は、平成18年4月1日から施行し、この内規による改正後の広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸運営内規は、平成17年10月1日から適用する。

附 則（平成21年4月20日 一部改正）

この内規は、平成21年4月20日から施行し、この内規による改正後の広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸運営内規は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年9月27日 一部改正）

この内規は、平成22年9月27日から施行する。

附 則（平成23年8月24日 一部改正）

この内規は、平成23年8月24日から施行する。

附 則（平成24年5月21日 一部改正）

この内規は、平成24年5月21日から施行し、この内規による改正後の広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸運営内規の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成24年6月21日 一部改正）

この内規は、平成24年6月21日から施行し、この内規による改正後の広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸運営内規の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成27年9月28日 一部改正）

この内規は、平成27年9月28日から施行し、この内規による改正後の広島大学生物生

産学部附属練習船豊潮丸運営内規の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成29年1月23日 一部改正）

この内規は、平成29年1月23日から施行する。

附 則（平成30年2月15日 一部改正）

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

(2) 練習船豊潮丸共同利用細則

○広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸共同利用細則

平成22年9月27日

学部長決裁

改正 平成28.4.18, 平成29.1.23, 平成30.9.3

広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸共同利用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸運営内規(平成16年4月26日学部長決裁。以下「運営内規」という。)第3条第2項の規定に基づき、広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸(以下「豊潮丸」という。)の共同利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において、「共同利用」とは、他の大学(外国の大学を含む。)又は高等専門学校(以下「他大学等」という。)が教育課程上の実習等を行うため豊潮丸を利用するること(単位認定を含む。)をいう。

(共同利用運営協議会)

第3条 豊潮丸に、共同利用の実施に関する事項を審議するため、広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸共同利用運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。

第4条 運営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸運営委員会委員長(以下「運営委員会委員長」という。)
 - (2) 豊潮丸船長
 - (3) 広島大学生物生産学部(以下「本学部」という。)の担当を命じられている教員のうちから、広島大学生物生産学部長(以下「学部長」という。)が指名する者若干人
 - (4) 広島大学以外の大学又は高等専門学校に所属する練習船の共同利用に関する有識者若干人
- 2 前項第3号及び第4号の委員は、学部長が任命又は委嘱する。
 - 3 第1項第3号及び第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
 - 4 第1項第3号及び第4号の委員が辞任を申し出たとき、又は欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第5条 運営協議会は、次に掲げる事項について審議する。
- (1) 豊潮丸の共同利用に係る公募及び選考に関する事項。
 - (2) 豊潮丸の共同利用に係る運航計画に関する事項。
 - (3) 豊潮丸の共同利用に係る利用環境に関する事項。
 - (4) その他豊潮丸の共同利用に関する事項。
- 第6条 運営協議会に議長を置き、運営委員会委員長をもって充てる。
- 2 議長は、運営協議会を主宰する。
 - 3 運営協議会に副議長を置き、第4条第1項第2号及び第3号の委員のうちから、議長が指名する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

第7条 運営協議会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 運営協議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8条 運営協議会は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(公募及び決定)

第9条 学部長は、適切な時期に次年度の共同利用について公募を行う。

2 共同利用については、前項の公募により応募のあった他大学等のうちから選考するものとし、運営協議会における審議を経て、学部長が決定する。

(実習等の実施)

第10条 共同利用に参加する学生への実習等の指導については、本学部の教員及び豊潮丸の船員並びに利用する他大学等の教員が行うものとする。

(損害賠償)

第11条 共同利用を行う他大学等は、その責に帰すべき事由により、豊潮丸の設備及び備品等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 本学部は、その責に帰さない事由により、共同利用に参加した学生等に事故が発生したときは、その損害の賠償の責を負わない。

(事務)

第12条 共同利用に関する事務は、生物圏科学支援室において処理する。

(雑則)

第13条 この細則に定めるもののほか、共同利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、平成22年9月27日から施行する。

2 この細則の施行後最初に任命又は委嘱される運営協議会委員の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則(平成28年4月18日 一部改正)

この細則は、平成28年4月18日から施行し、この細則による改正後の広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸共同利用細則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成29年1月23日 一部改正)

この細則は、平成29年1月23日から施行する。

附 則(平成30年9月3日 一部改正)

この細則は、平成30年9月3日から施行する。

(3) 練習船豊潮丸の共同利用等に関する申合せ

平成30年 7月20日
学部長決裁

広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸の共同利用等に関する申合せ

第1 この申合せは、広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸運営内規（平成16年4月26日学部長決裁）第11条及び広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸共同利用細則（平成22年9月27日学部長決裁。以下「利用細則」という。）第13条の規定に基づき、広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸（以下「豊潮丸」という。）の共同利用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

- 2 利用細則第2条に定める共同利用において、申請ができる機関及び個人は次のとおりとする。
- (1) 国内外の大学又は高等専門学校（以下「他大学等」という。）
 - (2) 豊潮丸に乗船を希望する他大学等の学生及び航海責任者が航海計画において同乗することを認めた者（以下「学生等」という。）

(共同利用の区分)

第2 共同利用は次の区分に分けて、公募の実施又は利用申請を受け付けるものとする。

(1) 単独航海利用

教育実習航海として他大学等が航海計画を立案し、他大学等の学生が乗船定員の範囲内で教員の引率の下、実施する航海において利用する場合。

(2) 混乗航海利用

広島大学が主催する教育実習航海、調査実習航海、社会貢献航海のうち、乗船定員に余席がある航海において、航海責任者が認めた学生等が利用する場合。

(共同利用の公募)

第3 広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸共同利用運営協議会（以下「運営協議会」）は、利用規則第5条1号に規定する共同利用に係る公募及び選考を行うため、毎年度、第2（1）及び（2）の区分ごとに公募要領を作成し、関係の他大学等へ周知を行うほか、生物生産学部ホームページ等を活用し、広く共同利用の公募を行うものとする。

- 2 公募要領には、公募内容、申込資格、申込期限、申込先、審査及び採否などの情報を記載する。

(利用申請)

第4 共同利用を希望する者は、利用の区分ごとにそれぞれ次に定める様式に必要事項を記載し、利用申請するものとする。

- (1) 単独航海利用……別記様式1
- (2) 混乗航海利用……別記様式2

(利用の許可)

第5 第4（1）については、運営協議会で審査・承認後、学部長が許可を行い申請者に通

知するものとする。

- 2 第4（2）については、航海責任者が余席及び乗船について確認を行い、航海責任者が利用の可否を決定し、申請者に連絡するものとする。
- 3 利用を許可された者は、別記様式3に定める「乗船者名簿・食事表」を作成の上、航海責任者を通じて航海実施日の10日前までに豊潮丸船長に提出し、内容の確認を受けるものとする。
- 4 利用を許可された者は、別記様式4に定める「覚書」を航海実施日の原則10日前までに豊潮丸に提出するものとする。なお、「覚書」を提出しない者は乗船の許可を取り消す。

（利用にかかる経費）

第6 豊潮丸乗船に際し、利用者が負担すべき経費は別に定める。

（共同利用以外の利用）

第7 共同利用以外に練習船基地（桟橋）の利用に関する申請があった時は、豊潮丸船長が利用申請の可否について決定し、通知するものとする。

- 2 練習船基地（桟橋）の利用を希望する者は、原則として利用日の2日前までに別記様式5に必要事項を記載し、豊潮丸船長に利用申請するものとする。

附 則

- 1 この申合せは、平成30年 7月21日から施行する。
- 2 この申合せの制定に伴い、「広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸の共同利用に関する申し合わせ（平成29年7月4日承認）」は廃止とする。

附属練習船共同利用申請書(単独航海)

広島大学生物生産学部長 殿

平成 年 月 日

利用代表者（申請者）

所属機関名

職名等

氏名

印

連絡先(電話番号)

Eメールアドレス

下記のとおり「附属練習船豊潮丸」を利用したく申請します。

なお、利用に際しては、乗船活動に関する保険加入を済ませ、広島大学生物生産学部「附属練習船豊潮丸」における共同利用に関する規程その他の規則等を遵守します。

利用施設		附属練習船豊潮丸		
利用計画 <small>(利用希望者 (別紙添付可))</small>	(目的・教育・調査研究内容等:※記入欄が不足する場合には別紙添付してください。)			
	氏名	大学・学部・学年等	加入保険の名称(必須)	乗船利用期間
使用観測機器	附属練習船豊潮丸に搭載を希望する観測機器		申請者持込み予定の観測機器	
航海責任者:所属機関連絡先(※申請者と同じ場合は記入不要)			備考欄	
航海責任者 氏名 (部署・職名) TEL Eメールアドレス	(印またはサイン)		<small>*この申請書はPDFのメール送信でも提出できますが、その場合は乗船時に必ず本紙を持参してください。</small>	

* 乗船活動に関する保険加入の無い場合及び覚書の提出がない場合、練習船への乗船は許可しません。

* 乗船者名簿及び覚書を**航海実施日の10日前まで**に提出願います。

上記の利用申請について、許可します。

平成 年 月 日

広島大学生物生産学部長

(公印省略)

附属練習船共同利用申請書(混乗航海)

広島大学生物生産学部長 殿

平成 年 月 日

利用代表者（申請者）

所属機関名

職名等

氏名

連絡先(電話番号)

印

Eメールアドレス

下記のとおり「附属練習船豊潮丸」を利用したく申請します。

なお、利用に際しては、乗船活動に関する保険加入を済ませ、広島大学生物生産学部「附属練習船豊潮丸」における共同利用に関する規程その他の規則等を遵守します。

利用施設	附属練習船豊潮丸			
航海名(整理番号)			航海責任者	
利用希望者 (別紙添付可)	氏名	所属機関・職名	加入保険の名称(必須)	乗船利用期間
使用観測機器	附属練習船豊潮丸に搭載を希望する観測機器		申請者持込み予定の観測機器	
申請者所属機関 指導教員等連絡先			備考欄	
担当者氏名 (部署・職名) TEL Eメールアドレス			(印またはサイン)	
<small>*この申請書はPDFのメール送信でも提出できますが、その場合は乗船時に必ず本紙を持参してください。</small>				

* 乗船活動に関する保険加入の無い場合及び覚書の提出がない場合、練習船への乗船は許可しません。

* 乗船者名簿及び覚書を航海実施日の10日前までに提出願います。

練習船豊潮丸 2018-00 航海

乗船者名簿

申込責任者:

	氏名	身分 (職名・学年・学生番号)	性別	緊急時連絡先 (実家・父・母等 記入の事)	加入保険の名称	現住所・携帯電話番号
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

※ 学部外者については、「覚書」(別途様式4)を提出のこと。

※ 申込期限は出航の10日前まで。

(食事代金:朝:300円、昼:450円、夕:450円)

平成 年 月 日

広島大生物生産学部長 殿

覚書

平成 年 月 日から平成 年 月 日の間、豊潮丸乗船及び基地施設使用の許可を得ましたが、乗船中及び基地施設使用中、自己の不注意により事故が生じた場合、身体上・財産上の損害補償については一切自己において責任を持ち、貴学に迷惑をお掛けいたしません。

平成 年 月 日

名前 印

(自署の場合は、押印不要)

附属練習船基地(桟橋)利用申請書

広島大学生物生産学部長 殿

平成 年 月 日

利用代表者(申請者)

所属機関名

職 名

氏 名

印

連絡先(電話番号)

Eメールアドレス

下記のとおり「附属練習船基地(桟橋)」の一時利用をしたく申請します。

なお、利用に際し、貴学の桟橋等構造物に損害を与えた場合は、賠償責任を負い、速やかに修復することを誓約します。
また、利用期間内であっても貴学から離岸の指示があった時は、速やかに出港し退避します。

利用施設	附属練習船豊潮丸吳基地(桟橋)							
利用目的								
船舶名称								
船舶諸元	全長	m	全幅	m	喫水	m	トン数	トン
船長氏名								
桟 橋 利用期間	自:平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 時 分頃入港予定 時 分頃出港予定							
備 考								
船舶 保 険 加 入 (必須)	船舶保険の名称	船舶保険の内容		申請者所属機関 緊急連絡先情報				
				担当者氏名 (部署・職名)	TEL	Eメールアドレス		

*1 この利用申請書は、pdfのメール送信で受け付けるものとする。

*2 船舶保険加入欄は、船舶保険証券の写しをpdfで送信することでも構わないものとする。

*3 国の機関の船舶が利用申請する場合、船舶保険加入欄の記載は不要とする。

*4 個人からの利用申請は原則認めない。(国等の公的機関からの要請があれば応じる)

*5 利用許可の可否は、豊潮丸船長から申請者に通知する。

3. 豊潮丸の共同利用の概要

(1) 取組の趣旨・目的

本事業は、教育関係共同利用拠点としての広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸（以下「豊潮丸」という。）の効率的かつ効果的な拠点運営を支援することを目的としており、その目的を達成するために、共同利用校の拡張、教育プログラムの充実化と開発、ならびに教育設備の充実化など、瀬戸内海における里海教育の中核として豊潮丸が機能するための支援環境の整備を行い、我が国の直面する水産・環境問題、社会経済問題、および島嶼部の文化・歴史的背景に精通した人材を育成することを目標とする。

これまでにも豊潮丸では、学外の学生を対象とした教育航海を通じて「瀬戸内海における人と海の関わり」と「瀬戸内海の環境としての特異性」について、水産学、海洋学、生物学、歴史民俗学、文化人類学等の多様な切り口からの理解を進め、里海がもたらす恵みとその豊かさを、実感として理解させる教育活動の実践を進めてきた。本事業は、そのような他大学に属する海洋に興味を持つ学生が航海実習・演習に正規の科目として参加できる教育機会をさらに拡張・充実化させ、大学間共同利用体制を強化することを目指すものである。

人間が里海から受ける恩恵によって成り立ってきた文化・歴史的背景や、第一次産業構造、沿岸の人間活動や開発が里海の環境および生態系に与えた影響などの諸問題を現場で理解させるフィールド教育は、一般社会人として身に付けておかねばならない海洋基本法が謳う理念の啓蒙の推進、海洋基本計画が求める人材の育成に大きく貢献しうるものである。

さらに「里海」というキーワードの下、他大学他分野の学生の専門教育の場としての意義もある。工学や環境学などの理系分野に加えて、農漁村学・ツーリズムといった社会経済学的な分野の学生にも洋上教育の場を提供することも積極的に推進し、一人一人の学生に多様な問題意識を惹起せしめることも期待できる。

また、乗船経験を経た学生にとっては、豊潮丸で過ごす数日間の洋上体験は一生の思い出となるだけでなく、その結果、水産学・海洋学そして練習船に対する良き理解者になることは間違いない。混乗による実習では複数の大学の学生が乗り合わせて、共同作業をすることにより、参加学生の視野が広がるだけでなく、コミュニケーション能力の向上を図ることができる。一方、他大学の下級生を指導する立場の本学学生にとっても、自らの専門的知識と技術の向上にはげみ、リーダーシップを培うことができる。このように、練習船ゆえの教育効果を広く供与しうることにもつながる。

加えて、身近な海洋環境の多様な魅力を引き出そうとする本事業の里海教育は、フィールド教育に於ける大学間連携の新たなモデルとして注目しうるものとなるはずである。

(2) 抱点の認定理由

広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸は、平成24年7月31日付け24文科高第403号により、学校教育法施行規則第143条の2に基づき、「教育関係共同利用抱点」に認定されたものである。

教育関係共同利用抱点名は「瀬戸内海における洋上里海教育のための共同利用抱点」、認定の有効期間は「平成24年7月31日～平成29年3月31日」である。

「教育関係共同利用抱点の認定等に関する規定（平成21年8月20日文部科学省告示第155号）」第2条に規定されている次の認定基準を満たすものとして認定された。

また、平成28年7月29日付け28文科高第456号により、「教育関係共同利用抱点」に再認定された。認定の有効期限は「平成29年4月1日～平成34年3月31日」である。

【教育関係共同利用抱点の認定等に関する規程（抜粋）】

(認定の基準)

第2条 規則第143条の2第2項に規定する教育関係共同利用抱点（以下「抱点」という。）の認定の基準は次のとおりとする。

- (1) 学生に対する教育、学生の修学等の支援、教育内容及び方法の改善その他大学における教育に係る機能を有する施設であって、大学教育の充実に特に資すると認められるものであること。
- (2) 抱点の認定を受けようとする施設（以下「申請施設」という。）が、他の大学の利用に供するものとして大学の学則その他これに準ずるものに記載されていること。
- (3) 申請施設の運営について権限を有する者の諮問に応じ、共同利用の実施に関する重要事項について審議する機関として、次に掲げる委員で組織する委員会（この条及び次条において「運営委員会」という。）を置き、イの委員の数が運営委員会の委員の総数の2分の1以下であること。
 - イ 当該申請施設の職員
 - ロ 当該共同利用に係る事項に関し学識経験を有する者
 - ハ その他申請施設の運営について権限を有する者が必要と認める者
- (4) 申請施設を利用する大学を広く募集すること。
- (5) 申請施設の種類等に応じ、共同利用に必要な設備及び資料等を備えていること。
- (6) 申請施設を利用する大学に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うための必要な体制を備えていること。
- (7) 申請施設の利用の方法及び条件、利用可能な設備及び資料等の状況、申請施設における教育の成果その他の共同利用に関する情報の提供を広く行うものであること。
- (8) 申請施設の種類等に応じ相当数の大学の利用が見込まれること。

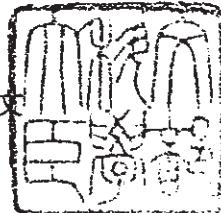


写

24文科高第403号
平成24年7月31日

広島大学
学長 浅原 利正 殿

文部科学大臣 平野 博文



教育関係共同利用拠点の認定について（通知）

学校教育法施行規則第143条の2に基づき、貴学の「広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸」を、下記により「教育関係共同利用拠点」に認定します。
なお、教育関係共同利用拠点審査委員会等における審査において、下記3のとおり意見がありましたので、今後の拠点活動の参考としてください。

記

1. 教育関係共同利用拠点名

「瀬戸内海における洋上里海教育のための共同利用拠点（広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸）」

2. 認定の有効期間

平成24年7月31日～平成29年3月31日

3. 特記事項

これまでの共同利用の実績や多数の利用が見込まれる点は評価できる。
瀬戸内海における洋上里海教育のための共同利用拠点としての今後の活動を期待する。

28文科高第456号
平成28年7月29日

広島大学

学長 越智 光夫 殿

文部科学大臣 駆 浩



教育関係共同利用拠点の認定について（通知）

学校教育法施行規則第143条の2の規定に基づき、貴学の「生物生産学部附属練習船豊潮丸」を、下記により「教育関係共同利用拠点」に認定します。

なお、教育関係共同利用拠点審査委員会等における審査において、下記3のとおり意見がありましたので、今後の拠点活動の際に留意してください。

記

1. 教育関係共同利用拠点名

「瀬戸内海における洋上里海教育のための共同利用拠点（生物生産学部附属練習船豊潮丸）」

2. 認定の有効期間

平成29年4月1日～平成34年3月31日

3. 特記事項

教育関係共同利用拠点としての活動を行うにあたっては、以下の点に留意されたい。

(1) 近年の全受講者に占める女子学生の割合等の増加を踏まえると、女性の施設利用に支障がない環境の充実が求められる。そのため、運営委員会の女性委員比率を高め、女性に配慮した環境づくりに一層努めることが望まれる。

(2) 運営委員会等での議論を踏まえた教育の質向上に資する取組については、その成果を積極的に広報し、教育関係共同利用拠点の充実に努めること。

以上

(3) 取組計画

練習船豊潮丸では、平成24年に「教育関係共同利用拠点」(以下「教育拠点」)の認定を受けたことを契機に、広大な「里海」である瀬戸内海の中央部に位置する利点を生かし、海洋環境や水産生物の生産過程ならびに「里海」と沿岸住民との持続的共存に関する学習の機会を、全国の大学および高等専門学校等に提供するための教育機能および共同利用体制を強化させる取り組みを進めてきた。

そこで本事業では、共同利用を推進させるこれまでの取り組み事業を基盤として維持・継承しつつ、他大学等の学生の乗船機会を拡大させ、学生一人一人の個性を伸ばし得るような発展的学習の機会を提供する教育拠点としての新展開を目指す。具体的には、1) 年間150日を越える運航実績(整備航海を除く)、2) 年間約700名の乗船者、3) すべての大学間連携航海(単独航海と他大学向け混乗航海)の計画通りの実施、4) 年間150名を越える他大学利用、の4点を従来と同様に維持させつつ、5) 他大学学生の乗船機会の拡大と、より高度な学習機会を求める再乗船学生(学習リピーター)への対応を主眼に置いた取り組みを進める。

瀬戸内海における洋上里海教育のための共同利用拠点体制強化事業の一層の充実 <事業期間における年度別の取組内容>



(4) 実施体制

豊潮丸の管理運営、船員の人事、予算・決算など運営に関する必要事項については、豊潮丸の船長と支援室長および学部教員3名から構成された「豊潮丸運営委員会」が、共同利用に関しては、学内委員3名、学外委員3名からなる「豊潮丸共同利用運営協議会」がそれぞれ審議・決定している。

豊潮丸には、船長以下、3名の航海士、機関長、3名の機関士および機関員、甲板長、甲板員、通信長、司厨長の、合計12名の船員が配置されている。このうち、2名は海事職教員（船長：准教授、首席一等航海士：助教）である。演習・実習の教育に際しては、海事職教員2名の責任の下、豊潮丸船員が中心となり、観測調査作業、海洋生物採集作業等の指導にあたる。さらに、共同利用・教育拠点コーディネート担当の教員が、この指導体制に加わる。

連携教育機関が実施する単独航海については、利用大学の引率教員、海事職教員、および共同利用・教育拠点コーディネート担当教員が共に教育指導にあたる。残りの豊潮丸船員が利用大学の教員・学生の教育・実習の支援を行う。

また、広島大学が主催し学外学生を対象とした混乗航海「里海フィールド演習」および「瀬戸内海の恵みと現状を学ぶ洋上里海総合演習」では、生物生産学部（大学院生物圏科学研究科）に属する担当陸上教員が、豊潮丸船員、コーディネート担当教員と共に実習の指導にあたる。

豊潮丸の運航および共同利用に関する事務は、生物圏科学研究所支援室が一括して管理する。なお、そのうち演習・実習に必要な機器等の管理、共同利用航海における現場教育の補助、学外からの共同利用航海への問い合わせ、拠点活動に特化した事務等は、コーディネート担当教員とコーディネート担当事務系職員が担当する。

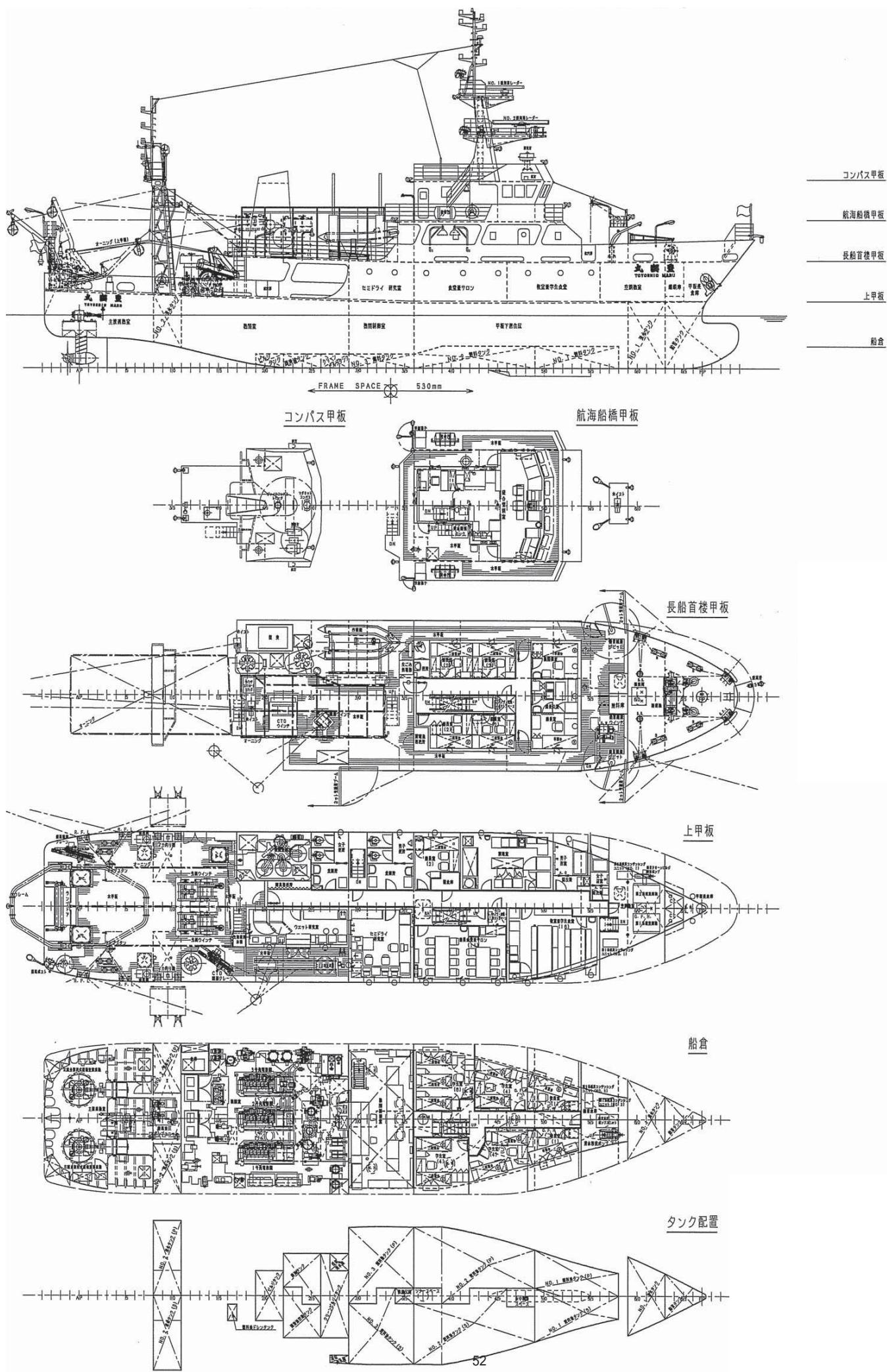
4. 豊潮丸の概要

主要目

船名	豊潮丸
所有者	国立大学法人 広島大学
船舶番号	第140428号
信号符号	7 J B U
漁船登録番号	H S 1 - 2 4
IMO番号	9 3 8 4 4 2 3
船種	汽船（練習船）
船級	J G
船籍港	広島県呉市
船質	鋼
造船所	三井造船株式会社 玉野事業所
竣工年月日	平成18年11月29日

長さ（全長）	40.5 m
長さ（垂線間長）	35.5 m
幅（型）	8.5 m
深さ（型）	3.7 m
総トン数	256.0トン
国際総トン数	400.0トン
純トン数	120.0トン
航海速力	12.0ノット
航続距離	2,900マイル
航行日数	10日
最大搭載人員	32名（船員12名／教員2名／学生18名）
臨時定員	62名（平水6時間未満）

燃料油タンク	71.20 m ³
清水タンク	41.60 m ³



航海区画

航海に関する操作・監視設備を集約している。操縦盤で推進装置、可変ピッチプロペラを操作する。海図室区画に船舶電話・ファックスを設置している。

マグネットコンパス（投影式）	R 1 6 5 A	布谷精器
ジャイロコンパス	T G - 8 0 0 0	TOKIMECK
サテライトコンパス	S C - 1 1 0	古野電気
レーダ S バンド	F A R - 2 1 2 7 - 2 0 A F	古野電気
レーダ X バンド	F A R - 2 1 2 7 S - 3 0 A F	古野電気
D G P S 航法装置	G P - 1 5 0	古野電気
電子海図 E C D I S	E C - 7 0 0 0	古野電気
自動気象観測装置		日本E I
国際船舶自動識別装置	F A - 1 5 0	古野電気
音響測深器	F E - 7 0 0	古野電気
デジタル水温計	T I - 2 0	古野電気
船舶用水晶親時計装置	T X S - 1 2 S	古野電気
電磁ログ	E M L 5 0 0	YOKOGAWA
カラー魚群探知機	F C V - 1 5 0 0 L	古野電気
カラースキャニングソナー	F S V - 3 0	古野電気
高機能魚群探知機	F C V - 3 0	古野電気



機関区画

機関制御室及び機関室並びに主推進機室を有し、機関室に設置された自動制御発電機3台により推進用電力をはじめ船内の全ての電力需要に応じた電力を供給し、各発電機関の最適負荷にて運航する。機関室や機関制御室においては、発電機関や推進装置をはじめ全ての機器において始動停止操作及び制御を行うことができ、機関制御室ではデータロガーによる各機器の温度・圧力等の計測・監視・記録を行なうとともに、統合制御システムによる推進機を含めた機関部全般機器の制御を行う。また、主配電盤により、各発電機の周波数・電圧の制御ならびに並列運転・負荷分担や、負荷状態に合わせた自動始動・停止を行うことができる（パワーマネジメント）。主推進機室には電気推進装置が設置され、全旋回式縦軸型推進機が推進電動機により駆動される。

発電機関	6 NY 1 6 L-E N	ヤンマー
発電機	N T A K L-V E K	西芝電機
推進電動機	N T I K E-R C K 5	西芝電機
推進機	K S T-1 3 0 Z C / A D N	川崎重工業
クラグ除去装置	J F-1 4 0	菱洋産業
油水分離器	U S H-0 3	大晃機械工業
海洋生物付着防止装置		アタカ大機
機関部統合制御システム		J R C S



機関制御室



発電機関



推進装置



クラグ除去装置

無線区画

無線に関する操作、監視設備を集約している。また、『海上における遭難及び安全の世界的制度』(GMDSS : Global Maritime Distress and Safety System) 対応の設備を設け、通信機能の効率化を図っている。

MF/HF 250W 無線通信装置	JSS-296	JRC
インマルサットC通信装置	JUE-85	JRC
国際VHF無線電話装置	JHS-32B	JRC
ナブテックス受信装置	NCR-333	JRC
衛星用EPIRB	JQE-3A	JRC
双方向無線電話装置	JHS-7	JRC
レーダートランスポンダ	JQX-30A	JRC
気象FAX受信装置	JAX-90	JRC
インマルサットF-33通信装置	JUE-33	JRC



無線区画—1



無線区画—2

漁労及び観測支援設備

CTDワインチ	8. 1 mm φ × 2, 000 m	ダイナコン 10030
船首観測ワインチ	6. 0 mm φ × 1, 000 m	カワサキプレシジョンマシナリ
曳網ワインチ	12. 0 mm φ × 2, 000 m	カワサキプレシジョンマシナリ
観測ワインチ	3. 0 mm φ × 1, 500 m	カワサキプレシジョンマシナリ
起倒式Aフレーム		カワサキプレシジョンマシナリ
起倒式ランプドア		カワサキプレシジョンマシナリ
船首観測ダビット		カワサキプレシジョンマシナリ
CTDクレーン	H I A B 081	H I A B
船尾観測クレーン	H I A B 081	H I A B
全自動イカ釣機	SANME I SE-UA-1	ニチモウ
魚網監視装置	SCANMAR	日本海洋



CTDワインチ



起倒式Aフレーム及び起倒式ランプドア



CTDクレーン

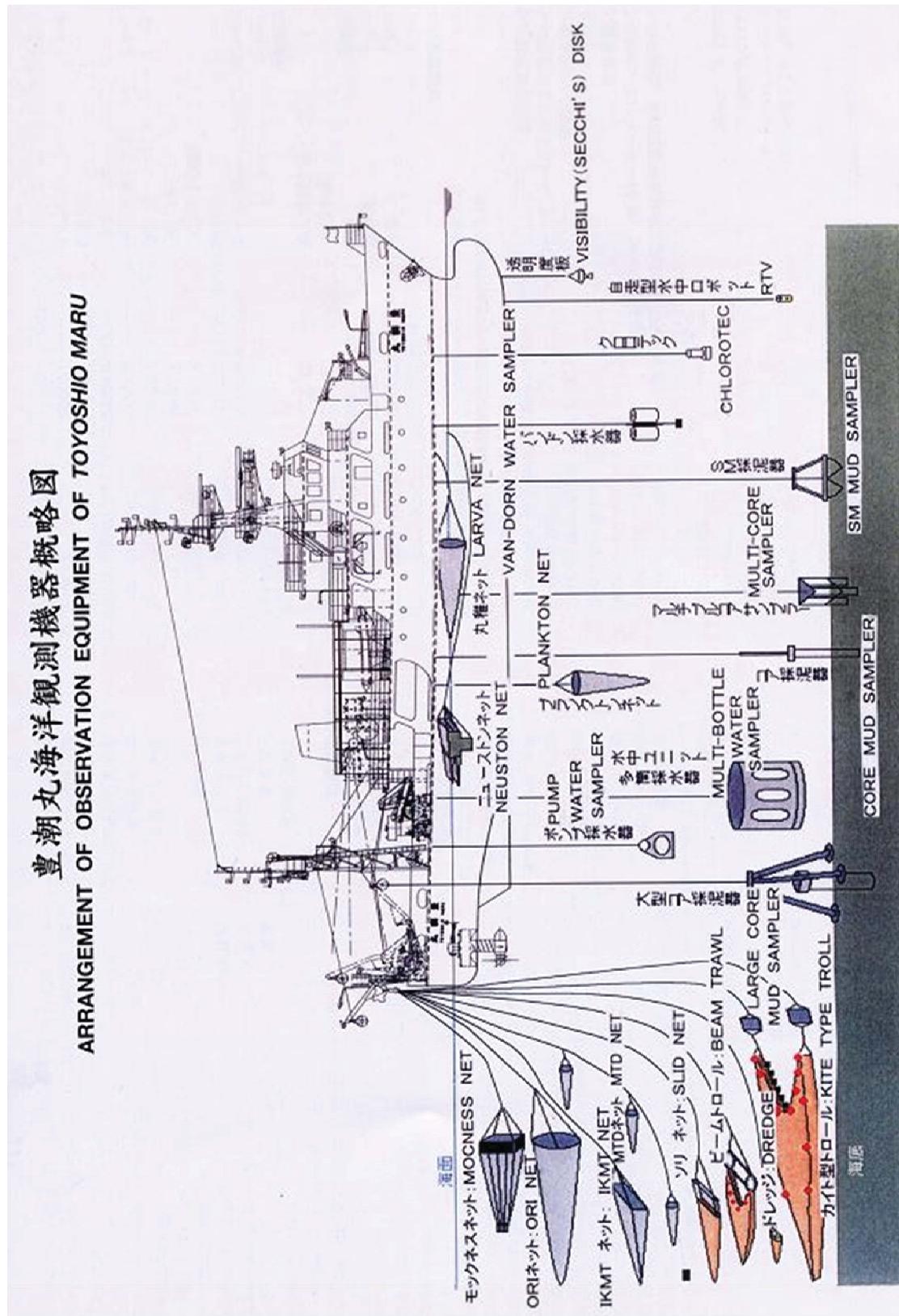


船首観測ダビット

調査研究設備

C T D測定装置（多筒採水器付）	SBE- 9plus, SBE- 11 plus 10L×12 本	E M S
環境センサー付多段式開閉ネット	MOCNESS-1	E M S
多層式超音波流速計	Teledyne RD Instruments WHD300kHz	H S D
表層連続観測装置	SEB-45, BBE 社 AOA	日本海洋
海底地形探査装置	HS-600	古野電気
船内L A Nシステム	JEE ソルデック	日本海洋
水中テレビカメラ装置	RTV-100MK II	三井造船
実体顕微鏡	ZEISS Stemi 2000	日本海洋
ダイビング用空気圧縮機	田邊空気機械製作所 V-11	日本海洋
生物飼育水槽	250 リットル WTCA-401L	日本海洋
純水製造装置	ミリポア Direct-Q	日本海洋
試料保存用冷凍冷蔵庫	SJ-54H-S	S A N W A
低温恒温器	FLT-15	日本海洋
バンドン採水器	10L×2 本	離合社
スミスマッキンタイヤ採泥器	小型 0.05m ² , 中型 0.1m ²	離合社
エクマンバージ採泥器	小型 0.02m ² , 大型 0.04m ²	離合社
小型簡易ドレッジ	0.5m×0.2m	離合社
マルチプルコア採泥器	柱状採泥器×3 本	離合社
鉛直多層式開閉ネット	VMPS1000	鶴見精機
表中層プランクトン採集網	LCP-003	ニチモウ
表中層稚魚採取網	LC-20M-SMR	ニチモウ
底魚採取底曳網	LC-V1	ニチモウ
ビームトロール（桁網）		
ニューストンネット		
アイザックキッド		
O R I ネット		
ソリネット		

海洋調査機器概略図



生活環境設備



教室兼学生食堂



船員食堂



教員室



学生室



調理室



生ゴミ処理機